

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

臨海部における帰宅困難者用一時滞在施設の
指定について

資料 臨海部における帰宅困難者用一時滞在施設の
指定について

平成26年10月7日

総務局

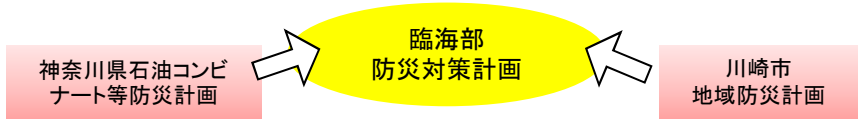
1 臨海部における防災対策の取組

背景

- 東日本大震災を契機に、川崎臨海部はエネルギー供給等の面において、市民生活や経済活動を支える重要な地域であることが再認識されるとともに、多くの危険物や高圧ガス等を大量に取り扱っていることから、災害の特殊性に応じた更なる対策が求められている。
- 東京湾内においても津波対策が求められている。

■臨海部防災対策計画の策定(H25.4)

臨海部における総合的な防災対策の推進を図るため、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めた臨海部に特化した防災計画



■■■■■ : 臨海部(産業道路から海側の地域)
 : 特別防災区域



■津波避難計画の策定(H25.4)

津波災害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、避難の考え方について定めたもの

事業者、県、国等と連携した防災・減災に向けた取組の推進

防災・減災に向けた市の取組

| | 主な取組 |
|-------------------------------------|--|
| 津波対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○津波避難施設の指定【総務局】 H26.10.1現在 全86施設 ○津波ハザードマップ配布 (H24) 【総務局】 ○津波避難標識等の設置 (H25~) 【総務局、港湾局】 ○海拔・津波浸水表示板の設置 (H25) 【川崎区】 ○海拔表示シートの設置 (H26) 【総務局】 ○津波避難訓練の実施【総務局、川崎区等】 ○海岸保全施設の引き戸式への改良【港湾局】 ○川崎港海底トンネルの津波浸水対策の実施 【港湾局】 |
| 事業所の防災対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋外タンクの耐震化の促進【消防局】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定タンク：H25.12末100%、浮き屋根式、準特定タンク：H29.3末迄改修 ○共同防災組織等と連携した総合防災訓練等の実施【総務局、消防局等】 ○川崎臨海部防災協議会の開催 【総務局、総合企画局等】 ○コンビナート安全対策資料の活用促進による地震対策の推進【消防局】 |
| 公共施設等の安全対策 孤立化対策(帰宅困難者対策) の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○川崎港海底トンネルへの誘導看板の設置 (H24) 【港湾局】 ○川崎港海底トンネル(人道・共同溝)の耐震化の実施 (H25~26) 【港湾局】 ○川崎港海底トンネル受変電設備建屋の液状化対策の推進 (H25~26) 【港湾局】 ○緊急輸送道路のボーリング調査 (H24) を踏まえた液状化対策の推進【港湾局】 ○橋梁の耐震化【建設緑政局】 <ul style="list-style-type: none"> ・扇町跨線橋、入江橋の耐震性向上 (H26) ○臨海部における一時滞在施設の確保及び代替輸送手段の検討【総務局、港湾局】 ○小型船係留施設の製作、設置 (H25~26) 【港湾局】 ○臨港道路東扇島水江町線の整備 (-H29) 【港湾局】 |
| 市民等に向けた適切な情報発信 連絡体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○戸別受信機の購入制度創設 (H25) 【総務局】 ○公共ふ頭等における屋外受信機増設 (H26) 【港湾局】 ○文字表示板の設置 (H26) 【総務局】 ○安全啓発用パンフレットの配布等による市民へのコンビナート安全情報発信【消防局】 ○市民への情報発信【総務局等】 |

2 帰宅困難者・孤立化対策について

1 臨海部の現状

- ・埋立によって造成された人工島から構成され、島部は橋またはトンネル1本で内陸部と接続
- ・重厚長大産業やエネルギー産業が集積し、産業道路以南に約6万人が就業

大地震発生後、

交通機関の運行停止や橋・トンネル等の交通アクセスの遮断による島の孤立化の可能性
臨海部の事業所からの一斉帰宅による混乱発生のおそれ

2 課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---------------------|---|
| 臨海部内の就業者の安全確保 | 事業所に対して「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の原則の周知徹底 |
| 臨海部内の一時的な来街者の安全確保 | 一時的な来街者のための 帰宅困難者一時滞在施設の確保 |
| 情報の不足や不正確さによる混乱の防止 | 災害時における情報連絡体制の確保 |
| 交通アクセス遮断時の代替輸送手段の確保 | 浮き桟橋の整備とバス等による搬送方法の検討 |

3 一時滞在施設指定の考え方

○対象となる施設

- ・耐震化済みもしくは耐震化の必要なしと診断された施設 ※最新の耐震性（S56新耐震基準）を有した建物
- ・帰宅困難者を受け入れるスペースを有する施設
- ・帰宅困難者用備蓄品を保管するスペースを有する施設

○指定にあたって

- ・公共施設は協力を得られた段階で指定
- ・民間施設は協定を締結

○収容人数の算定

受入スペースの面積から、3.3㎡につき2人の収容を目安

4 一時滞在施設の運用

○開設基準

- ・災害等により鉄道やバスが運行停止となり、運転再開までの見通しが立たない場合
(※橋や海底トンネルに通行支障が生じて島部が孤立化した場合を含む)
- ・警察や交通関係機関等から要請から開設要請があり、必要と認められる場合
- ・国、県による一斉帰宅抑制の呼びかけがあった場合
- ・一時滞在施設から滞留者発生が報告があった場合

川崎区本部
から要請
↓
施設管理者が
開設の可否を判断

○施設管理者の役割(避難者の支援)

- ・帰宅困難者の受入及び保護
- ・交通情報や被害状況等の情報を可能な範囲で提供
- ・備蓄物（水（2リットル）、防寒シート）の配布とトイレ等の提供

○連絡体制の確保

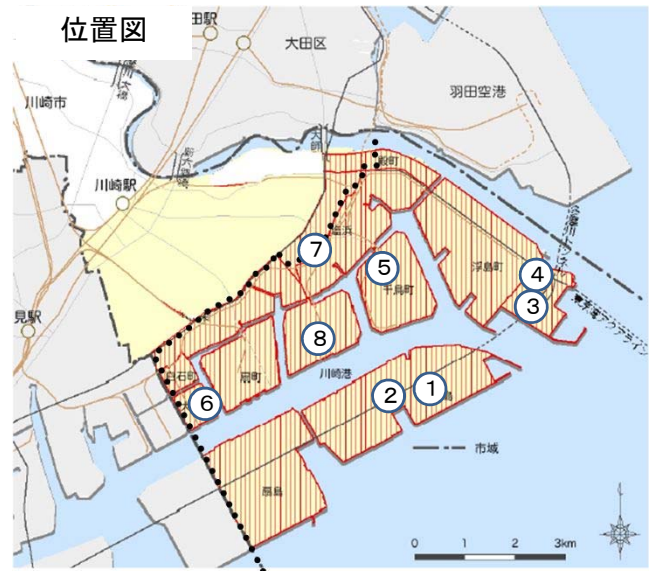
- ・川崎区役所と一時滞在施設にMC A無線機を配備
※一時滞在施設では無線機からの情報のほか、市ホームページやtwitterから市の防災情報を入手

○閉鎖基準

発災後最大72時間程度（※公共交通機関が復旧した場合等はその時点で閉鎖）

5 一時滞在施設の指定予定施設

| | 施設名称 |
|---|-------------------------|
| ① | 川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン) |
| ② | 東扇島福利厚生センター (マリンプラザ) |
| ③ | 浮島処理センター |
| ④ | かわさきエコ暮らし未来館 |
| ⑤ | 川崎市船客待合所 |
| ⑥ | 大川町産業振興会館 |
| ⑦ | 入江崎総合スラッジセンター |
| ⑧ | 川崎エコタウン会館 |



6 今後のスケジュール

平成26年

10月7日 総務委員会報告、報道投込

10月14日 一時滞在施設の指定、運用開始